



老振発第0327001号

平成21年3月27日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について

「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平成18年3月31日付け老振発第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知）については、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第49号）が公布され、平成21年4月1日より施行されることに伴い、別紙のとおり改正し、平成21年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。